

## 共生型サービスの指定の手引き

### (障害者総合支援法等の指定を受けた事業所が介護保険の事業を行うとき)

平成30年4月の介護保険制度改正において、障がい者福祉制度(障害者総合支援法等)に基づく指定を受けている事業所が、一定の基準を満たしたうえで、介護保険法に基づく指定を受けることにより、介護保険の事業(共生型サービス)を行うことが可能になりました。

※ 介護保険の指定を受けた事業所が、障がい者福祉制度の指定を受ける場合は県の障がい福祉担当課へお問合せください。

#### 1 共生型サービスの指定が可能な組合せ

障害者総合支援法等に基づく指定を受けた事業所において、介護保険法に基づく指定を受けることができるサービス及び所管(指定権者)は、それぞれ下表のとおりです。

新発田市では、共生型地域密着型通所介護の指定を行います。

指定を受けている障がい福祉サービス	指定申請を行う介護保険法の共生型サービス	所管(指定権者)
・指定居宅介護・重度訪問介護	共生型訪問介護	県高齢福祉担当課
・指定生活介護 ・指定自立訓練(機能訓練) ・指定自立訓練(生活訓練) ・指定児童発達支援※ ・指定放課後等デイサービス※ ※児童福祉法に規定されたサービスであり、主として重症心身障害児にサービスを提供する事業所を除きます。	共生型通所介護	県高齢福祉担当課
	共生型地域密着型通所介護	市高齢福祉課
・指定短期入所	共生型短期入所生活介護 共生型介護予防短期入所生活介護	県高齢福祉担当課

#### 2 指定基準(人員・設備・運営基準)

介護保険法に基づく指定を受け、共生型サービスを行うにあたっては、介護保険法及び障害者総合支援法等に基づく基準を満たす必要があります。介護保険法に基づく基準が適用される部分と、障害者総合支援法等に基づく基準が適用される部分があり、原則は次のとおりです。

##### ・「介護保険法」に基づく基準が適用される部分→基本方針及び運営基準

あくまで介護保険法に基づく指定を受けた、介護保険事業所としての基本方針と運営基準を遵守する必要があります。基準は、「介護保険法」に基づき、市の条例で定めています。

##### ・「障害者総合支援法等」に基づく基準が適用される部分→人員・設備基準

事業所の人員・設備基準については、原則介護保険の利用者も、障がい者福祉制度による利用者であるとして、介護・障がいの合計人数をもって、障害者総合支援法等に基づく事業所としての人員・設備基準を満たしている必要があります。

### 3 指定申請

- 共生型地域密着型通所介護の指定申請は、通常地域密着型サービスの指定申請にかかる事務の同様となります。（「新規指定申請の手引き」参照）
- 申請時の添付書類は、障がい福祉サービスの指定を受けていることが基本となるため、障がい福祉サービスに係る指定通知書の写しが必要となるほか、共生型サービスの基準を満たすことが分かる書類の提出が必要となりますが、そのうちのいくつかは障がい福祉サービスの指定に係る書類としてすでに知事に提出している場合はその写しで認められる場合があります。（「別添 添付書類一覧」参照）

### 4 指定手数料

指定申請にあたっては、新発田市手数料条例に基づき、手数料が必要となります。

指定申請の手数料は、別添の「介護保険事業者指定等手数料の徴収について（通知）」をご覧ください。共生型地域密着型通所介護の指定手数料は、地域密着型通所介護と同じです。

### 5 共生型の指定を不要とする場合

障がい福祉サービスの指定を受けている事業所が、介護保険法の地域密着型サービスの指定を受けるにあたって、共生型サービスという指定の特例を用いずに、通常地域密着型サービスの申請を行う場合は、通常指定申請書類に加えて「特例による指定を不要とする旨の申出書（第1号様式の2）」を提出する必要があります。